

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第3号

令和3年3月22日付 R02-21000-01093 及び R02-21000-01105 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月6日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	吉	村	洋
同	坂	本	浩

R03-01090-01483

令和3年5月18日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	吉村	洋	様
長崎県監査委員	坂本	浩	様

長崎県知事 中村 法道  
( 公 印 省 略 )

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和3年3月22日付 R02-21000-01105 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:地域振興部 交通政策課		
【長崎空港ビルディング株式会社】		
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>長崎空港の乗降旅客数は国内線・国際線合わせて3,159,036人で、2～3月の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度から110,451人減少したが、過去3番目に高い実績となった。</p> <p>一方、当年度の決算は、売上高が5,088,455千円で、営業利益は305,111千円、経常利益は319,606千円と、前年度比で減収減益となり、当期純利益も202,484千円と、前年度に比べ減少しているが、8期連続で黒字を確保している。</p> <p>しかし、法人が策定している中期経営計画(令和元年度～令和3年度)で、初年度となる当年度は、売上高、営業利益及び売上高営業利益率すべてで計画を下回っており、新型コロナウイルス感染症拡大による乗降旅客数の減少等で、来年度以降も経営への影響が懸念される。</p> <p>新たな経営環境を踏まえた計画(戦略)の見直しについて検討されたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅客実績が大幅に減少しており、経営環境に大きな変化が生じております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、計画期間途中ではありますが、現行の中期経営計画(2019-2021)を見直し、2021年4月に新たな中期経営計画(2021-2023)の策定を行いました。</p> <p>新たな中期経営計画(2021-2023)では、経営方針に「環境変化に対応し、強く生き残れる企業への成長」を掲げ、航空需要低迷時においても収益を確保できる事業体制の構築を目指していきます。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 文化振興課		
【公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 立替払いについて</p> <p>物品の購入を行う際に、職員が経費を一旦立替え、後日、当該職員に小口現金から支出している事例が複数みられる。</p> <p>やむを得ない場合を除き、請求書払いの活用など適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>今後は、職員の立替えによる支出が生じないように、資金前渡や請求書払いを活用し、適正な会計処理を行います。</p>
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当法人の当年度の収支は、経常収益が719,973千円、経常費用が716,343千円で、法人税等を加味した当期一般正味財産増減額は3,559千円の黒字であり、この結果、当年度の正味財産期末残高は6,571千円となっている。</p> <p>一方で、収益目的事業会計は、カフェ事業の収支の悪化により、337千円の赤字となっていることから、今後の法人経営を安定させ、公益事業の収支相償を確保するため、収益事業の黒字化を図られたい。</p>	<p>カフェ事業の収支の悪化は、主に商品開発のコストと人件費の増によるものです。</p> <p>今後は、カフェの営業時間及び人員配置の見直しにより、人件費の圧縮を進めるとともに、来館者のニーズに合ったテイクアウト商品の提供、季節や展覧会に合わせた魅力ある商品の開発を行い、収益事業の黒字化を目指します。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局: 県民生活環境部 県民生活環境課		
【特定非営利活動法人 Fineネットワークながさき】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報誌やパンフレットの発行、ながさきポランぼネットやメルマガジンを活用した情報提供等を行うなど、利用について広く周知に努めているが、当年度の施設利用者数は、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>また、メルマガ読者数について、当年度は昨年度より増加しているものの、目標読者数を達成していない。</p> <p>今後とも、メルマガジンの発信やイベントの企画等を通じ、センター利用の周知を図るなど、さらなる利用促進に努めるべきである。</p>	<p>令和元年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設利用中止等により目標利用者数を達成できず、令和2年度以降においても利用者数制限など感染防止対策の制約下での運営を余儀なくされていますが、各種研修会等のオンラインでの実施や、「LINE」を導入しメルマガ読者の増加を図るなど、可能な限りの利用者増に向けた工夫に努めているところです。</p> <p>今後とも、NPO・ボランティア活動を県域で支援する中核機関として、利用者等の意見を踏まえながら、さらに利用しやすい活動拠点、情報拠点として効果的な情報発信を行い、一層の利用促進に努めてまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県視覚障害者協会】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、長崎県視覚障害者情報センターにおいて、ホームページ等による周知のほか、市町福祉関係窓口、長崎県眼科医会、盲学校等関係機関への働きかけを通し、当施設の利用促進を図っている。</p> <p>しかしながら、当年度における蔵書等(視覚障害者のための情報総合ネットワーク「サピエ」によるダウンロードも含む)の貸出数は、前年度に比べ減少しており、当年度の目標値も達成していない。</p> <p>今後とも広報の充実や利用者のニーズの把握などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>長崎県眼科医会、盲学校等の関係機関と連携したスマートサイト(*1)のネットワークを活用し、病院、学校から視覚障害者情報センターを紹介していただくことにより、新規利用者の獲得を目指しています。</p> <p>また、利用者からのリクエスト、全国のサピエ図書館(*2)での人気の傾向調査など、利用者ニーズの把握に努めると共に、WEB活用による図書製作を効率化し、図書数の増加に取り組むことにより、施設の利用促進を図ってまいります。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底し、利用者やボランティア等が安全安心に参加できる行事・研修会を開催するとともに、長崎県立盲学校等と連携し、教育に関わる支援についても取り組んでまいります。</p> <p>(*1)「スマートサイト」 地域で連携して行うロービジョンケア。長崎での名称は「ロービジョンサポート眼鏡橋」として、眼科医(医療)、盲学校(教育)、視覚障害者協会(福祉)、施設職員等の関係機関が連携し、視覚障害者の相談に対応する取り組みを行っている。</p> <p>(*2)「サピエ図書館」 全国的な視覚障害者情報総合ネットワークで、「クラウド上にある図書館」のイメージインターネット上から音声データ等をダウンロードし、利用が可能</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県ろうあ協会】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、長崎県聴覚障害者情報センターにおいて、聴覚障害者及び家族支援のため、字幕・手話入りビデオ・DVDの制作や貸出、各種相談やIT講習会等の実施で、当施設の利用促進を図っている。</p> <p>しかしながら、当年度における当センターの利用者数は6,353人であり、目標値6,624人を下回っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月から部屋の貸し出し制限やふれあいの場として定着している「みみ倶楽部」を中止したことにより利用者が減少したことも一因ではあるが、利用者のニーズをより一層把握して、参加者が少ない事業を見直すなど、引き続きセンターの利用促進に取り組またい。</p>	<p>利用者減少の要因としては、長引く新型コロナウイルス感染症拡大防止による、団体利用者人数制限、一定期間の開館時間短縮などの影響によるものが大きいと考えます。</p> <p>一方で、今年度の新しい生活様式(ニューノーマル)に対応した活動経験を活かし、次年度においては、ボランティア団体及び聴覚障害当事者、関係団体を対象とした、リモート、オンライン会議講座を実施するなど、センターを活用したオンライン会議の実施により、利用促進を図るとともに、新たな試みとして、オンラインによる「遠隔聴覚障害者相談」についても取り組んでまいります。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 聖母の騎士学園】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 収納現金の処理について</p> <p>聖母の騎士幼稚園において、当法人の会計業務規定では、収納した金銭を直接支払いに充当することはできないと規定されているが、子育て支援センターの利用者から徴収した参加者負担金を銀行に預入れすることなく直接支払いに充当している事例が見受けられる。</p> <p>適切な会計処理を行うこと。</p>	<p>子育て支援センターにおいて収納した金銭については、経理規程第21条第2項及び会計業務規定(金銭の保管)の規定に基づき、令和2年9月1日より日々入金処理を行い、直接支払い等に充当しないようにしております。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 企業振興課		
【長崎県食料産業クラスター協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約事務について</p> <p>長崎県食料産業活性化促進事業費補助金事業のなかで、当団体が契約した「第54回スーパーマーケット・トレードショー2020における展示ブース設営等業務委託」において、委託契約書記載の金額から請求金額が増額され支出しているが、その変更契約の意思決定に関する書類が当団体に残されていない。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>請求金額が増額となったのは、商談会終了後に額が確定する電気使用料等が委託契約に含まれていたことが要因であり、今後は主催者から直接請求してもらうなど、適切な事務処理となるよう見直す予定です。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 新産業創造課		
【特定非営利活動法人 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 補助金で取得した財産の処分について 平成28年度海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金により取得した「試験用双胴型供試模型船」について、耐用年数期間内に県に無断で廃棄処分を行っている。 適切に承認手続きを行うこと。</p>	<p>当該模型船は耐用年数を過ぎていないものの、製作した目的である試験データの取得については達成していたことから、令和3年1月29日に顛末書により経緯を報告し、併せて、財産処分の承認申請を長崎県知事あて提出しました。 今後、このようなことがないよう、長崎県補助金等交付規則等の規定に基づき所定の手続きを行うことを徹底してまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 支出の承認について                      経理責任者の事前承認を得ず支出している経費がある。                      適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>当協会の会計処理規程に基づき、経理責任者の事前承認により支出するよう、取扱いを徹底してまいります。</p>
	<p>(2) 銀行使用印の管理について                      当法人の会計処理規程では、銀行使用印等金銭に係る重要物件については経理責任者が管理・保管するようになっているが、経理担当者が管理・保管している。                      適正な管理を行うこと。</p>	<p>銀行使用印等金銭に係る重要物件についても、会計処理規程に基づき、経理責任者により金庫で管理・保管するよう、厳正に対応してまいります。</p>
	<p>(3) 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について                      当法人は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。                      同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。                      当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。                      今回、次のとおり是正すべき点が認められる。</p> <p>ア 変更届の提出について                      当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出していた教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出していない。                      県が適正に認定職業訓練の認定が行えるよう、すみやかに県に届け出ること。</p>	<p>国が示している訓練時間数の教科ごとの訓練時間数については、これを遵守し、適正に実施してまいります(雇用労働政策課あてに令和3年3月23日付で変更届及び改善報告を提出し、対応を改めていくことといたしました)。                      今後、変更が生じる場合は、すみやかに変更届を作成し対応してまいります。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会】		
	<p>イ 訓練時間数の確保について</p> <p>当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。認定職業訓練として認められない場合は補助事業の対象とならないことから、教科ごとに最低限必要な訓練時間数等を確保すること。</p>	<p>「最低限必要とする訓練時間数等」に関しては、解釈に誤りがあったことから、教科ごとに必要な訓練時間数等を確保するよう、令和3年度から教科の細目表を作成しております。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会】		
指摘事項(団体) つづき	<p>(4) 認定訓練助成事業費補助金の交付申請について</p> <p>認定訓練助成事業費補助金実施要綱では、同補助金の交付申請書に添付する様式第1号に「訓練生数が3人未満の訓練科目については、理由及び過去2年間における補助対象訓練生数一覧を添付すること」との注意書きが付されている。</p> <p>しかし、当法人は、補助金申請書の提出に当たり、主務課の了解なく、注意書き中の「3人未満」を「2人未満」に書き換えて提出していた。</p> <p>実施要綱等に基づき、適正な交付申請を行うこと。</p>	<p>補助金申請書の注意書きにおける書き換えについては、誤って修正をしたものがあります。</p> <p>今般、「2人未満」としたことで実際申請書類を省略するなどの影響はなかったものの、今後、このようなことがないように適正な交付申請に努めてまいります。</p>
	<p>(5) 教務職員の給与について</p> <p>補助対象経費である教務職員の給与について、雇入通知書に記載された月給130,000円ではなく143,000円が支給されており、また、月給3か月分の賞与が支給されている。</p> <p>当法人の「給与及び旅費規程」によれば、昇給及び賞与の額は、いずれも理事会に諮り理事長が決めるとされているが、それらを決定した人事記録がなく、昇給及び賞与の額を決定したことが確認できない状態であり、また、理事会の議事録も残されていない。</p> <p>理事会に諮り理事長が決めたということが確認できる資料を作成・保存しておくこと。</p>	<p>職員給与の総額については理事会に諮ったうえで決定したのですが、今後は個別の給与額についても理事会の中で説明を行い、その記録を残してまいります。</p> <p>なお、現在の月給与額を反映した雇入通知書は、改めて職員に交付しております。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について</p> <p>職業訓練法人長崎県中央職業訓練協会は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。</p> <p>同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。</p> <p>当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。</p> <p>今回、当法人において以下の事態が見受けられる。</p> <p>ア 変更届の提出について</p> <p>当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出していた教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出していない。</p> <p>イ 訓練時間数の確保について</p> <p>当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。</p> <p>当法人に対して、すみやかに変更届を提出させるとともに認定職業訓練の要件を満たすよう適切に指導し、効果的な訓練が行われているか随時把握すること。</p>	<p>令和3年3月23日付で当法人から変更届と訓練時間の見直しを実施した旨の改善報告書を受領し、内容を確認しております。</p> <p>今後、法令等で定める訓練時間数等の基準に合致した訓練が適正に実施されているか否かについて必要に応じて報告を求めるなど、実施状況の把握に努めてまいります。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、長崎県立諫早技能会館において、近隣市町に対する生徒募集ポスターの掲示や広報誌への登載依頼などのほか、主催イベントとして「親子ものづくり体験教室」の開催、小学校・中学校、公民館での体験教育の実施など利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより利用者数が前年度より減少しており、目標値も下回っている。</p> <p>今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行ったうえで、利用者のニーズの把握、広報の充実、イベントの開催などを行いながら、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>今後は、幅広い参加者が見込まれるイベントの開催を検討するとともに、広報誌、パンフレット等を活用し、技能習得目的のみならず、誰でも活用できる技能会館として情報発信を行うなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に行ったうえで、取り組んでまいります。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:水産部 漁業振興課		
【株式会社 長崎県漁業公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金の照査について</p> <p>金銭出納簿と現金との照査は、担当者が毎日実施し、検印を押印しているが、当法人の経理規程では、経理責任者(または委任を受けた課長若しくは課長代理)が実施するようになっている。経理規程に基づいた事務処理を行うこと。</p>	<p>監査以降は、責任者(管理課長)が再度確認して検印を行うように致しました。</p>
	<p>(2) 売掛金の解消等について</p> <p>過年度売掛金について、当年度の新たな発生はなく、1件完納しているが、まだ5,459千円残っているので、引き続き解消に努めること。</p> <p>また、売掛金の債権管理について、前回の監査での指摘にもかかわらず、相手先の状況や相手先との折衝記録等が適正に記載された管理台帳が整備されていないので、適切な債権管理を行うこと。</p>	<p>売掛金の解消について引き続き努めることとします。</p> <p>管理台帳については、折衝記録簿等を整備し、適切な債権管理を行います。</p>
	<p>(3) 「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に係る販売費及び一般管理費の按分について</p> <p>前回の監査での指導にもかかわらず、部門別損益計算書の販売費及び一般管理費について、「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に共通して発生する経費が、「栽培センター受託事業」の営業損益がゼロとなるように逆算して按分計算されているため、当該2事業の部門別損益計算書が各実績を正確に表示していない。</p> <p>費用の按分に当たっては、合理的な配賦基準により適切な配賦を行うとともに、当該配賦基準を文書により明確化しておくこと。</p>	<p>販売費及び一般管理費の按分ですが、当社顧問公認会計士と協議を継続しながら、今後とも検討を行うこととします。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:水産部 漁業振興課		
【株式会社 長崎県漁業公社】		
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の収支は、売上高415,253千円、売上原価389,154千円で売上総利益が26,099千円の黒字であり、販売費及び一般管理費25,727千円を減じた営業利益は372千円の黒字となっている。</p> <p>営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は196千円の黒字で、法人税等を加味した当期純利益は1,908千円の黒字となっている。</p> <p>この結果、当年度末の繰越欠損金は28,846千円となっている。</p> <p>当法人は、平成28年度の赤字決算を踏まえ経営改善計画(平成30年度～平成34年度)を策定し、平成30年度から5ヶ年の取り組みを進めているが、当年度の事業報告書に記載されている計画値とも乖離が生じているようなので、実効性のある経営改善計画に見直されたい。</p>	<p>令和2年度の決算見込では、現段階(R3.4.6時点)において、一定額の利益を確保し、繰越欠損金を圧縮できる見通しです。</p> <p>しかし、コロナ禍の影響により、今後の販売計画が非常に策定困難な状況であり、改善計画の見通しも容易ではありません。</p> <p>経営改善計画は、令和3年度が5ヶ年計画の4年目にあたり、今回の黒字決算で繰越欠損金の状況としては大きく乖離しているとは言えないことから、当面は現計画の下で改善計画最終年度(令和4年度)末には繰越利益剰余金が計上できるように努めることと致します。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 農業経営課		
【公益財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金】		
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の当期経常増減額は、5,951千円の減額となっているが、当期一般正味財産増減額は、基本財産を5,700千円取り崩したことから、251千円の減額にとどまっている。</p> <p>基本財産の取崩しは、令和2年度以降も予定されているが、今後も収支相償を意識しながら効率的な事業運営に努められたい。</p>	<p>基本財産の取り崩しの大きな要因は、運用益の減少によるものであり、運用環境は引き続き厳しい状況が想定される場所です。このため、令和3年度の予算では印刷製本費、人件費等の事業費支出を縮減し、事業運営の改善を図りました。</p> <p>今後とも効率的な事業運営に努めてまいります。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 監理課		
【公益財団法人 長崎県建設技術研究センター】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約の実施方法について</p> <p>「勤怠管理システム導入義務・クラウド利用料(保守)」業務の契約について、当法人が定めている入札・契約手続き一覧表の予定価格区分により競争入札とすべきところ、見積り合せによる随意契約で実施している。 適正な実施方法により契約を行うこと。</p>	<p>契約については、入札・契約手続き一覧表に基づき実施していますが、決裁文書に入札・契約手続き一覧表を添付し複数によるチェックを行うことにより、今後は事務処理ミスを防ぎ適正に対応します。</p>
	<p>(2) 貸借対照表内訳書について</p> <p>当法人は、退職給付引当金に相当する額を特定資産の退職給付引当資産として計上しているが、前回の監査での指導にもかかわらず、法人全体ではその金額が一致しているものの、貸借対照表内訳書の会計区分ごとにみると一致していない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>令和2年度の決算からは、不一致が発生しないように、決算仕訳にて振替を実施します。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金の算定について</p> <p>退職給付引当金の計上について、前回の監査での指導にもかかわらず、保守的に定年退職の場合の支給率により算定しているため、費用が過大に計上されている。 しかしながら、当該会計処理は「退職給付に関する会計基準の摘要指針」に準拠しない過度の保守主義に当たることから、同指針に従い、自己都合退職の場合の支給率で算定すること。</p>	<p>令和3年2月2日付で自己都合退職の支給率で算定し直し、過大計上の指摘を受けた部分については取り崩しました。</p>
	<p>(4) 単身赴任手当を支給する職員の光熱費等の負担について</p> <p>当法人は、単身赴任手当を支給する職員の生活に係る、電気、ガス、水道料金やNHKの受信料などを負担しているが、単身赴任のための生活に係る経費は単身赴任手当において手当されていることから、職員の負担とすること。</p>	<p>職員組合との協議や関係規則の改正を行い、令和3年4月から宿舍の借上げに伴う光熱水費等については職員の負担としました。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路維持課		
【長崎県公園緑地協会・長崎陸上競技協会・八江グリーンポート共同体】		
指摘事項(団体)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:1,188,400人、県所管課:1,217,115人)が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。	R1年度まで、指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であったのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させた単年度の目標値であったため、相違が生じておりました。そのため、R2年7月31日に県と協議のうえ、R2年度は、直近の実績を反映させた県目標値を、両者共通の目標値とするようにいたしました。
	(2) トレーニング室利用回数券について 当団体はトレーニング室利用に係る回数券を作成しているが、受払簿等が整備されていない。 回数券については金券と同等であるので、その管理には十分留意すること。	受払簿を作成し、適切な管理を行うようにいたしました。
指摘事項(主務課)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:1,188,400人、県所管課:1,217,115人)が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。	R1年度まで、指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であったのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させた単年度の目標値であったため、相違が生じておりました。そのため、R2年7月31日に指定管理者と協議のうえ、R2年度は、直近の実績を反映させた県目標値を、両者共通の目標値とするようにいたしました。
意見(団体)	(1) 施設の利用状況について 当団体は、県立総合運動公園において、「きんしゃいまつり」や「こうえんリレーマラソン」等の自主事業を開催するなど利用促進に努めている。 当年度の公園施設の利用者数をみると、有料施設利用者数は目標利用者数を上回っている一方、無料施設利用者数は目標利用者数を下回っている。 今後とも、県民の多様なニーズを把握し施設運営に反映させるなど、さらなる利用促進に努められたい。	利用者アンケートやご意見箱の設置など、引き続き公園利用者が意見をだしやすい環境づくりに努めながら、利用者ニーズを把握のうえ、施設運営に反映させてまいります。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路維持課		
【グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 自動販売機に設置に係る電気料金について</p> <p>当団体は、自主事業として長崎県立西海橋公園内に飲料等の自動販売機計9台を設置し販売手数料収入を得ている。</p> <p>しかしながら、このうち1台について、電気料金を設置業者から徴収せず、指定管理業務に係る収入に繰り入れていない。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>令和3年3月末に対象となる1台の自動販売機にも電気使用検針子メーターを設置し、令和3年4月から使用料に応じた実費の請求を自動販売機設置業者に行うようにいたしました。</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【長崎サンセットマリーナ株式会社】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>年間保管の利用隻数は、前年度とほぼ同水準の148隻で目標値を上回っているが、ビジター利用の利用隻数は、142隻で前年度から増加したものの目標値を下回っている。</p> <p>当法人は、ホームページやSNS上でヨットレース等のイベントの情報を発信して誘客に努めているところであるが、なお一層の利用促進に取り組まれたい。</p>	<p>①海外艇の誘致に向けて、現在加盟している”海の駅ネットワーク”の『外国人案内所』の登録を目指し、観光関係団体様とも連携し、動画などで外国語での情報発信を行い、長崎への海外艇の誘致を図ります。(既に英語/スペイン語が可能なスタッフを採用済み)</p> <p>②県外艇やイベント等での誘致だけでなく、長崎近郊のプレジャーボートやヨットで日常的にマリーナを利用して頂ける様、近隣のレストラン様やショップ様等とも連携して、陸上交通手段で無く、海路で訪れて頂ける様、利用促進を図ります。(現在近隣事業者様等と協議中)</p>

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【株式会社トラスティ建物管理・株式会社プラネット共同事業体】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当団体は、長崎港ターミナルビル等において、ホームページを作成し、分かりやすく利用案内を行うなど、指定管理施設の利用促進に努めている。</p> <p>当年度の利用状況について、ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロムナード及びプラタナス広場の利用許可件数は、目標を達成しているものの、立体駐車場の1日平均利用台数については年間で前年度を下回り、目標を達成していない。</p> <p>引き続き、施設の利用案内のPRに努めるなど、効果的な業務運営を行わりたい。</p>	<p>元船広場等でイベントを行う際、来場者の長時間駐車に対し、主催者が時間無料券を発行できるよう、指定管理者が便宜を図っていることを説明し、来場者の利便性向上に寄与するとともに、利用率の増加を図っています。(発行枚数分の駐車料金は先払いで指定管理者がいただいています。)</p> <p>また、送り迎えの車が多く路上駐車をしています。管理員から一時間無料であることを説明し、駐車場への移動をお願いすることで駐車場利用を促しています。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 住宅課		
【長崎県住宅供給公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 収入伝票の納期限の記載漏れについて</p> <p>当公社の収入伝票に、納期限が記載されていないものがある。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>伝票起票時の納期限記載について、各職員への周知徹底と記載漏れのないよう複数職員によるチェックを行うように改めました。</p>
	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の決算は1億61百万円の黒字であり、平成17年3月に成立した特定調停直後の平成16年度決算から16年連続して経常損益、最終損益ともに黒字を計上している。 この結果、資金面において、事業活動によるキャッシュ・フローが3億37百万円増加している。 長期借入金等の債務については、特定調停に伴う再建計画を21億66百万円上回る返済を行い、特定調停後の平成16年度決算の135億86百万円から23億92百万円に圧縮されている。 引き続き経営再建を着実に進められたい。</p>	<p>返済資金の確保及び投下資金を回収するため、引き続き、賃貸資産の適切な運用等に努め、経営再建を着実に進めてまいります。</p>
意見(団体)	<p>(2) 退去後の空家修繕の実施について</p> <p>畳の表替えや襖の張り替えなど入居者の退去後の空家修繕に係る費用については、「長崎県営住宅修繕要領」に基づき、公社が指定管理業務の負担金で賄う分と退去者が負担する分で分担することとなっているため、当公社は、退去者負担分の納入が確認されたから、空家修繕を実施することとしている。</p> <p>令和元年度末時点で退去後の空家修繕未実施又は実施中の住戸のうち14戸において、退去者負担分の退去補修費が令和2年9月末時点でも完納されておらず、空家修繕を実施していない。仮に、公社が空家修繕を実施して、新たな入居者が入った場合に得られたであろう上記の14戸に係る家賃収入は、令和元年度末時点で467万円(当公社試算)となっており、さらに令和2年4月以降も毎月39万円程度の逸失家賃収入が生じ続ける状態となっている。</p> <p>空家修繕に係る費用の納付遅延は債権管理上の問題であることから、退去者負担分の完納を待たずに空家修繕を実施した上で、納入が遅延している退去補修費について適切に債権管理を行うことを検討すべきである。</p>	<p>①退去者負担分の退去補修費完納について、遅延することが判明した場合、検査後約1か月以内に納入誓約書(以下、誓約書という)を作成していただき、誓約書の提出をもって退去補修工事を発注し、退去者負担分の退去補修費については適切に債権管理を行います。</p> <p>②誓約書の提出がない場合において、一定期間(検査後数ヶ月程度)交渉した結果、退去補修費の支払いが困難であることが判明したときは、それまでの交渉経過がわかる資料を県住宅課に提出のうえ協議を行い、退去補修工事を発注いたします。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:交通局		
【長崎県営バス観光株式会社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 売店における売上数量の管理について</p> <p>年度末に実施した実地棚卸において、帳簿の品数と棚卸上の品数で10個以上の差異があった商品が29品目ある。 その原因分析を行い、対策を講じること。</p>	<p>棚卸の際の品数の差については、類似商品の多さや、販売時のレジの打ち間違い等と考えられます。 対策として、今年度商品数を少なくするとともに、棚卸の際の二重チェックを行うこととしました。</p>

2教総第143号  
令和3年5月27日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 吉村 洋 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県教育委員会教育長 平田 修三  
( 公 印 省 略 )

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和3年3月22日付 R02-21000-01105 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【長崎県高等学校体育連盟】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 立替払いに係る請求者の受領書について</p> <p>当団体の県高等学校総合体育大会開催に係る本部の経費支出で、実費立替した宿泊費等の請求者の受領書を徴していないものがある。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該受領書を徴取しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>